

退職後の健康保険加入について

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続保険」「国民健康保険」「家族の健康保険の扶養」の3つの選択があります。保険料などを比較のうえ、選択された健康保険へ加入の手続きを行なってください。

協会けんぽの任意継続保険に加入する場合

国民健康保険→お住いの市町村
家族の扶養→家族の勤務先

手続き先

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

●退職日の翌日から**20日以内(必着)**に「任意継続資格取得申出書」をご提出ください

加入条件

退職日までに被保険者期間が継続して**2カ月以上**あること

保険料

基本的に**退職前に控除されていた保険料を2倍した額**

●在職中は事業所と本人の折半ですが退職後は全額自己負担になります

●保険料には上限額があります【令和6年度：健康保険料29,550円】※介護保険料含む場合34,350円

●原則2年間は変わりません(保険料率、上限額に変更がある場合を除く)※40歳～64歳の方は介護保険料が加わります

添付書類

①**被扶養者となる方がいる場合**

下表をご確認のうえ該当する書類を添付してください。

②**退職日が確認できる書類(任意)**

任意継続資格取得申出書の「資格喪失証明欄」に事業主証明がある場合、または、次のいずれかが添付されている場合は、1週間から10日程度で保険証をお送りすることが可能です。

・健康保険被保険者資格喪失等連絡票(写) ・離職票(写) ・被保険者資格喪失届(写) など

申出書の
ダウンロードは
こちら



ご家族を扶養に入れる場合の添付書類

収入証明書類：16歳未満は添付不要

仕送り額確認書類：16歳未満および学生は添付不要

	在職時より 引き続き 被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に 新たに 被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の 実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の 実施を希望しない場合	
被保険者と 同居	・添付書類不要(※)	・収入を証明する書類	・続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・同居していることを証明する書類
被保険者と 別居	・仕送りの事実と1回あたりの 仕送り額が確認できる書類	・収入を証明する書類 ・仕送りの事実と1回あたりの 仕送り額が確認できる書類	・続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・仕送りの事実と1回あたりの 仕送り額が確認できる書類

※協会けんぽでマイナンバーが未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

2024年12月2日に
保険証は廃止されます

今から使おう！マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 **検索**

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL **0985-35-5364**

FAX **0985-35-5393**

自動音声でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族の方も含めて必ず返却してください。

令和5年度は2月を除く毎月発行です。